

（再帰反射材）

第55条の2 再帰反射材の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第38条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第150号の規則5. 2. に定める基準とする。

2 再帰反射材の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の3第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の規則5. 及び6. に定める基準とする。